議案第30号

教育長が臨時に代理して処置した事項の承認について

産業医の委嘱について、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に 関する規則(平成22年上尾市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定 により、別紙のとおり臨時に代理して処置したので、その承認を求める。

平成23年4月22日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野栄二

提案理由

市立上尾中学校及び市立大石中学校に勤務する教職員が、それぞれ50人以上となり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項の規定により産業医を選任する必要が生じたが、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、平成23年4月15日に臨時に代理して処置したので、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定により、この案を提出する。

臨 時 代 理 書

下記の事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、臨時に代理する。

平成23年4月15日

上尾市教育委員会教育長 岡野栄二

記

- 1 件名 産業医の委嘱について
- 2 委嘱の内容

任期:平成24年3月31日まで

氏 名	住所等	勤務校	備考
あだち たかこ足立 喬子	あだち内科神経内科クリニック	市立上尾中学校	再任
th	村田内科胃腸科医院	市立大石中学校	再任